

# 安芸市人事行政の運営等の状況

平成26年12月

安芸市

## 第1章 職員の任用等の状況

### 1 任用の状況

- (1) 採用者数
- (2) 退職者数

## 第2章 職員の給与・定員管理等の状況

### 1 総括

- (1) 人件費の状況
- (2) 職員給与費の状況
- (3) 特記事項
- (4) ラスパイレス指数の状況
- (5) 給与改定の状況

#### ① 月例給

#### ② 特別給

### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

#### ① 一般行政職

#### ② 技能労務職

- (2) 職員の初任給の状況

- (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

- (1) 一般行政職の級別職員数の状況及び給料表の状況

- (2) 昇給への勤務実績の反映状況

#### ① 昇給号俸基準

#### ② 昇給の状況

### 4 職員手当の状況

- (1) 期末手当・勤勉手当
- (2) 退職手当
- (3) 特殊勤務手当
- (4) 時間外・休日勤務手当
- (5) その他の手当

### 5 特別職の報酬等の状況

### 6 職員数の状況

- (1) 部門数職員数の状況と主な増減理由

- (2) 年齢別職員構成の状況

- (3) 職員数の推移

### 7 公営企業職員の状況

- (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況

#### ③ 職員手当の状況

- 第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
  - 1 勤務時間
    - (1) 勤務時間
    - (2) 週休日及び休日
  - 2 休暇
    - (1) 年次有給休暇
    - (2) 病気休暇
    - (3) 特別休暇
    - (4) 介護休暇
    - (5) 組合休暇
  - 3 育児休業等
    - (1) 育児休業
    - (2) 部分休業
    - (3) 配偶者同行休業
  - 4 職員のサービスの状況
    - (1) 年次休暇の取得状況
    - (2) 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況
      - ① 育児休業
      - ② 部分休業
      - ③ 介護休暇
    - (3) 営利企業従事許可の状況
  - 5 職員の分限及び懲戒処分の状況
    - (1) 分限処分
    - (2) 懲戒処分
  - 6 職員の研修
    - (1) 研修の状況
  - 7 職員の福祉の状況
    - (1) 労働安全衛生管理体制
    - (2) 健康診断の実施状況
    - (3) 互助会制度
    - (4) 公務災害の発生状況
  - 8 職員の利益の保護の状況
    - (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
    - (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

## 第1章 職員の任用等の状況

### 1 任用の状況

#### (1) 採用者数

平成26年度に新たに採用された職員の状況は、次のとおりです。

区 分	事務職	土木	保健師	保育士	消防職	計
男性	5	0	0	1	0	6
女性	1	1	0	4	0	6
計	6	1	0	5	0	12

(注) 1 採用者数は、一般職に属する職員。臨時的任用職員、短時間勤務職員、非常勤職員、割愛採用職員（国等との人事交流に伴う採用）を除く。

#### (2) 退職者数

平成25年度に退職した職員の状況は、次のとおりです。

	定年退職	勤務延長 後の退職	勸奨退職	自己都合 退職	その他	合 計
平成25年度 退職者数	1	0	10	1	0	12

(注) 1 退職者数は、一般職に属する職員。臨時的任用職員、短時間勤務職員、非常勤職員、割愛採用職員を除く。

## 第2章 職員の給与・定員管理等の状況

### 1 総 括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参 考) 24年度の人件費率
25年度	人 18,824	千円 12,572,453	千円 210,444	千円 2,037,542	% 16.2	% 16.2

(注) 1 人件費とは、職員及び市長などの特別職、議員に支給される給与・報酬等のほか、退職手当、地方職員共済組合への負担金などである。

2 特別職とは、市長・副市長・教育長。

3 普通会計には、上水道事業・国民健康保険事業・介護保険事業などを含まない。

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 全国都市平 均一人当たり給与費 (指定市除く)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 250	千円 859,181	千円 114,560	千円 302,190	千円 1,275,931	千円 5,104	千円 5,703

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

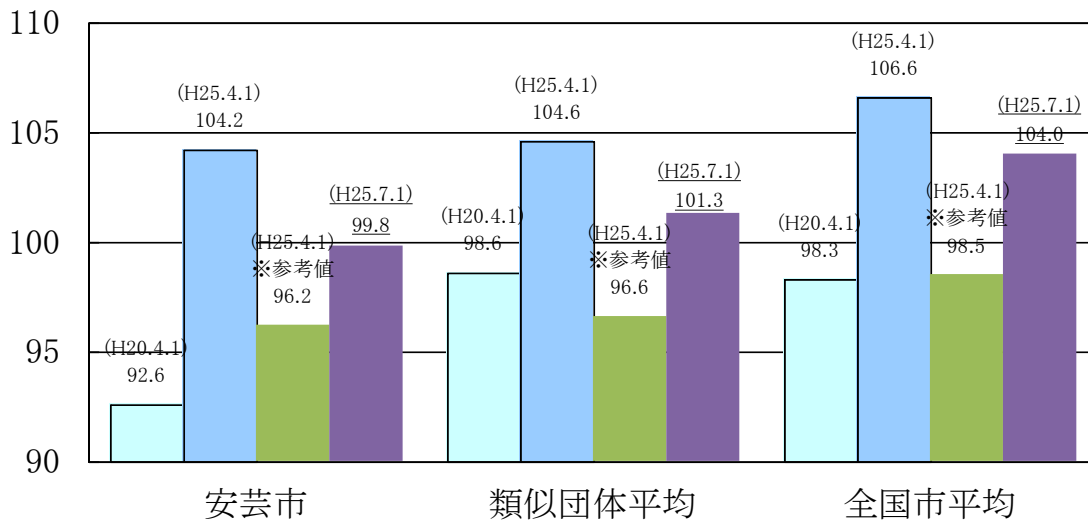
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
減額措置を実施	【実施期間】 平成 25 年 7 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
抑制済又は減額措置の内容	
<p>(給料)</p> <p>上記の期間中、全職員を対象に給料を一律 4% 減額。</p> <p>H25.4.1 ラスパイレス指数 (参考値) 104.2 (96.2)</p> <p>H25.7.1 ラスパイレス指数 99.8</p> <p>(手当)</p> <p>減額措置なし。期末勤勉手当、管理職手当は、国より支給水準が低い。</p>	

(その他)

時間外勤務手当へのはね返りはなし。

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年 4 月 1 日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(5) 給与改定の状況

①月例給

区 分	高知県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
25年度	円 352,102	円 351,840	円 262 (0.07%)	% -	% 0.00	% 改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、高知県人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	高知県人事委員会の勧告				年間支給 月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
25年度	月 3.83	月 3.85	月 △0.02	月 -	月 3.85	月 3.95

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
安芸市	40.1歳	297,600円	336,000円	316,967円
高知県	43.4歳	328,731円	391,554円	349,537円
国 (H25.4.1時点)	43.1歳	307,220円 (332,446円)	- 円	376,257円 (405,463円)
類似団体 (H25.4.1時点)	42.8歳	322,051円	372,860円	347,747円

②技能労務職

区 分	公務員				
	平均 年齢	職員数	平均給料 月 額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国ベース)
安芸市	48.1歳	26人	331,400円	346,200円	339,591円
うち学校用務員	49.5歳	6人	337,783円	349,180円	346,033円
うち学校給食員	50.7歳	3人	352,833円	364,233円	359,333円
うち清掃職員	46.3歳	3人	316,486円	348,153円	335,653円
うちその他	46.5歳	14人	327,264円	340,580円	333,443円
高知県	55.3歳	58人	327,607円	354,081円	339,905円
国 (H25.4.1時点)	49.9歳	3,272人	272,119円 (286,850円)	- 円	309,534円 (325,400円)
類似団体 (H25.4.1時点)	49.3歳	23人	309,919円	334,443円	322,272円

区 分	民 間			参 考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	
安芸市	—	—歳	—円	—
うち学校用務員	用務員	53.7歳	202,700円	1.72
うち学校給食員	調理師	43.4歳	217,200円	1.68
うち清掃職員	—	—歳	—円	—
うちその他	—	—歳	—円	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
安芸市	—円	—円	—
うち学校用務員	5,605,288円	2,809,400円	2.00
うち学校給食員	5,850,739円	2,985,900円	1.96
うち清掃職員	5,521,884円	—円	—
うちその他	5,442,011円	—円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成22年～24年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。ただし、国及び類似団体は未公表のため平成25年4月1日現在。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

## (2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		安 芸 市	高 知 県	国
一般行政職	大 学 卒	169,800円	177,600円	総合職 185,800円 一般職 172,200円
	高 校 卒	143,700円	143,700円	140,100円
技能労務職	高 校 卒	145,800円	145,800円	(技能職員) 137,200円
	中 学 卒	132,600円	132,600円	(技能職員) 129,200円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満
一般行政職	大学卒	260,146円	294,880円	358,120円
	高校卒	219,920円	261,620円	325,600円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	321,000円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

(注) 1 経験年数とは、採用前に民間企業などに勤務した期間がある場合は、その期間を換算し、採用後の勤務期間に加算した年数であるが、学校卒業後直ちに採用された場合は、採用後の年数である。

2 総務省が定める公表様式による階層区分は、経験年数が10年・15年・20年であるが、それぞれ該当者が少数のため、近似の5年範囲の平均数値を記載。また、数値を記載していない欄は、該当者がいないため記載していないもの。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在：総数136人）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事及び技師の職務	22人	16.2%	135,900円	244,000円
2 級	主査及び技査の職務	15人	11.0%	186,100円	309,500円
3 級	係長、主任、場長、市民館長、主幹及び技幹の職務	37人	27.2%	223,200円	356,700円
4 級	困難な業務を分掌する係長、主任、場長及び市民館長の職務	24人	17.7%	262,200円	390,400円
5 級	課長補佐、福祉事務所長補佐、自動車道推進室長、図書館長、女性の家館長、少年育成センター所長、議会事務局次長及び農業委員会事務局次長の職務	20人	14.7%	289,500円	402,800円
6 級	参事、会計管理者、課長、福祉事務所長、教育委員会事務局の教育次長及び課長、議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長及び農業委員会事務局長の職務	18人	13.2%	320,900円	424,900円

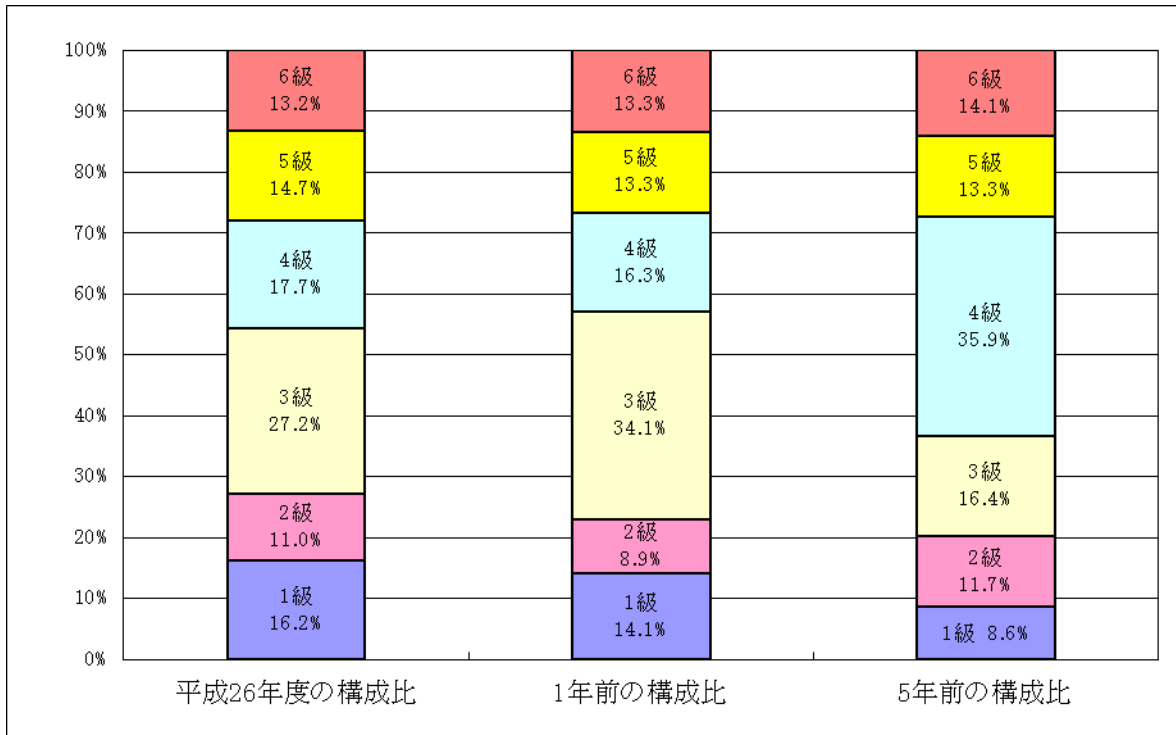
(注) 1 安芸市一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

○ 級別職員数の構成比率の推移

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
平成26年度	16.2%	11.0%	27.2%	17.7%	14.7%	13.2%
1年前(H25)	14.1%	8.9%	34.1%	16.3%	13.3%	13.3%
5年前(H21)	8.6%	11.7%	16.4%	35.9%	13.3%	14.1%





(2) 昇給への勤務実績の反映状況

職員の勤務成績を適切に給与に反映させるため、「A 極めて良好」「B 特に良好」「C 良好」「D やや良好でない」「E 良好でない」の5段階の昇給区分を設定（昇給日は毎年1月1日）。また現在、一部の技能労務職を除く全職員を対象に人事考課制度を行っている（昇給への反映については未実施である）。

今後、地方公務員法の一部改正に伴い能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、当該制度のさらなる改善や評価者の質の安定・向上を図り、公平性・透明性を高めるとともに、その評価結果（勤務実績）を昇給に反映させるよう取り組みを進める。

①昇給号俸基準（平成26年1月1日昇給分）

年齢	A	B	C	D	E
55歳未満	8号俸	6号俸	4号俸	2号俸	昇給しない
55歳以上	4号俸	3号俸	2号俸	1号俸	昇給しない

- (注) 1 「D やや良好でない」者とは、昇給基準期間（新規採用職員を除き、昇給日の前1年間）の6分の1相当日数以上勤務していない者及び戒告処分又は訓告を受けた者など。
- 2 「E 良好でない」者とは、昇給基準期間の2分の1相当日数以上勤務していない者及び停職処分又は減給処分を受けた者など。
- 3 上記の昇給号俸基準によらず、職務の級の最高号級に達した場合は昇給しない。

②昇給の状況（平成26年1月1日昇給分）

昇給区分	A	B	C	D	E	その他	合計
人数			211人	3人	1人	59人	274人

- (注) 1 「その他」とは、育児休業等により勤務成績を判定できない職員、職務の級の最高号級を受ける職員、新規採用職員などである。

#### 4 職員手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

安芸市	高知県	国
1人当たり平均支給額 (平成25年度普通会計決算) 1,219千円	1人当たり平均支給額 (平成25年度決算) 1,538千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.20月 0.65月 (0.64月) (0.325月) 12月期 1.35月 0.65月 (0.735月) (0.325月) 計 2.55月 1.30月 (1.375月) (0.65月)	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.20月 0.65月 (0.64月) (0.325月) 12月期 1.35月 0.65月 (0.735月) (0.325月) 計 2.55月 1.30月 (1.375月) (0.65月)	(平成25年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 6月期 1.225月 0.675月 (0.65月) (0.325月) 12月期 1.375月 0.675月 (0.80月) (0.325月) 計 2.60月 1.35月 (1.45月) (0.65月)
(加算措置の状況) 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務成績は、「特に優秀」、「優秀」、「良好」、「良好でない」の4段階に区分である。勤勉手当への反映については未実施である。

今後、地方公務員法の一部改正に伴い能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、当該制度のさらなる改善や評価者の質の安定・向上を図り、公平性・透明性を高めるとともに、その評価結果(勤務実績)を勤勉手当に反映させるよう取り組みを進める。

##### (2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

安芸市	県	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62月分 27.025月分 勤続25年 30.82月分 36.57月分 勤続35年 43.7月分 52.44月分 最高限度額 52.44月分 52.44月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算  <参考>平成25年度の1人当たり 平均支給額 勸奨・定年 24,273千円	(支給率) 安芸市と同じ  その他の加算措置 安芸市と同じ	(支給率) 安芸市と同じ  その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (応募認定退職 2～45%加算)

(3) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（平成25年度普通会計決算）		2,719千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（ 〃 ）		80千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（ 〃 ）		13.6 %		
手当の種類（手当数）		7手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象	支給実績 （25年度決算）	左記職員に 対する支給単価
行路病人・行路 死亡人取扱手当	行路病人の取扱に従事 した職員 行路死亡人の取扱に従 事した職員	福祉事務所	0千円	1件1,000円 1件2,000円
危険手当	重度の感染症患者又は 重度の感染症の疑いの ある患者の指導、救護 、移送又は場所等に対 する防疫作業に従事し た職員	福祉事務所	0千円	日額1,000円
災害等危険手当	市長が必要と認めた災 害業務に従事した職員	全職員	0千円	1災害1,000円
犬、猫死体処理 手当	犬、猫の死体処理に従 事した職員	環境課	38千円	1件300円
消防業務手当	安芸市職員の勤務時間 、休暇等に関する条例 第5条規定により勤務 を命ぜられている消防 職員	消 防	688千円	月額2,000円
夜間業務手当	消防職員で深夜に通信 、望楼、受付等の業務 に従事した職員	消 防	1,427千円	1時間650円
高度救急手当	救急救命士として業務 に従事した職員	消 防	309千円	月額3,000円

- （注）1 支給職員1人当たり平均支給年額は、平成25年度普通会計決算額を平成25年4月分給与で特殊勤務手当の支給を受けた職員数で除した額。
- 2 職員全体に占める手当支給職員の割合は、平成25年4月分給与で特殊勤務手当の支給を受けた職員数を普通会計職員数で除した割合。

(4) 時間外・休日勤務手当

支給実績（平成25年度普通会計決算）	53,220千円
職員1人当たり平均支給年額（ 〃 ）	231千円
支給実績（平成24年度普通会計決算）	54,539千円
職員1人当たり平均支給年額（ 〃 ）	234千円

- （注）1 職員1人当たりの平均支給年額は、各年度とも時間外・休日勤務手当が支給されない管理職（課長級）を除く職員の平均額。

(5) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当の名称	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 ただし、配偶者のない職員の扶養親族の1人目 11,000円 扶養親族のうち満15歳に達する日以後の年度初めから満22歳に達する日以後の年度末まで子1人につき 5,000円加算	同	—	24,588千円 (125人)	197千円
住居手当	借家・借間居住者 家賃が23,000円以下のとき 家賃額－12,000円 家賃が23,000円超のとき 最高支給限度額27,000円	同	—	13,117千円 (49人)	268千円
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額55,000円/月以下 交通用具使用者 5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,100円 以降 45km未満まで5kgごとに 2,400円加算 45km以上50km未満 21,800円 50km以上 22,700円	異	交通用具使用者 国は、 ・50km以上 55km未満 ・55km以上 60km未満 ・60km以上の規程あり	9,628千円 (140人)	69千円
管理職手当	管理職（課長級）の職員に対して給料月額100分の10を超えない額を支給 職務の級 6級 管理職手当の額 41,100円（定額）	異	管理又は監督の地位にある職員に対して職務の級における最高号級の給料月額100分の25を超えない範囲で、人事院規則で定める額を支給	9,861千円 (20人)	493千円

(注) 1 支給実績は、平成25年度普通会計決算額。同欄( )内の人数は、平成25年4月1日現在の支給職員数（『平成25年度給与実態調査』）。

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	731,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 989,000円/259,000円 816,000円/483,000円 —
	副市長	622,000円	
	教育長	570,000円	
報酬	議長	385,000円	545,000円/230,000円 474,000円/200,000円 450,000円/180,000円
	副議長	335,000円	
	議員	315,000円	

期末手当	市長 副市長 教育長	(平成25年度支給割合) 6月期：1.40月分 12月期：1.50月分 計 2.90月分		
	議長 副議長 議員			
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額× 425/100×在職年数	12,427,000円	任期ごと
	副市長	給料月額× 306/100×在職年数	7,613,280円	任期ごと
	教育長	給料月額×229.5/100×在職年数	5,232,600円	任期ごと
	備考			

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

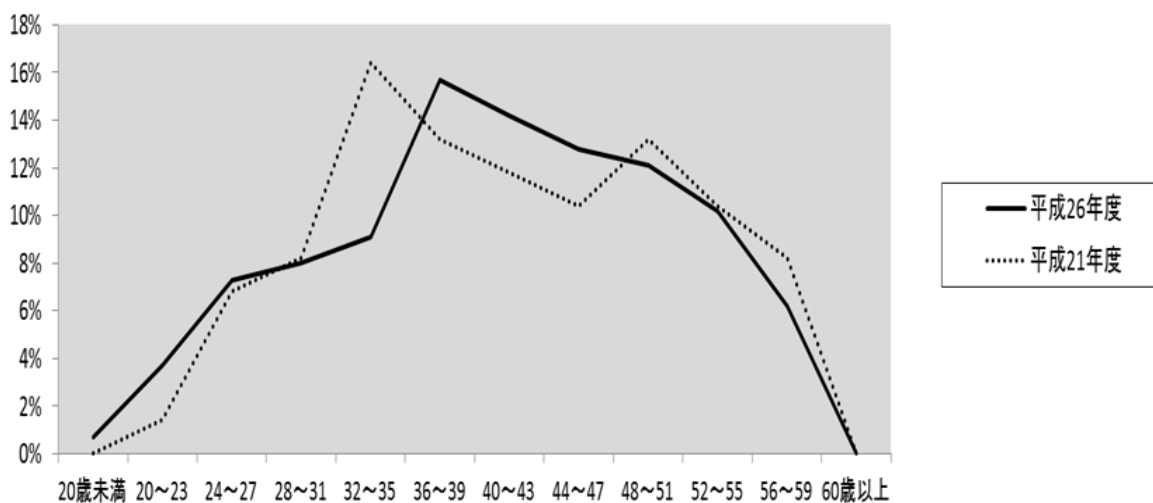
部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	4	4	0	職員派遣終了等による減
		総務	42	41	-1	
		税務	14	14	0	
		農林水産	16	16	0	
		商工	4	5	+1	
		土木	20	21	+1	
	民生衛生	68	68	0		
	衛生	19	19	0		
	計	187	188	+1	<参考> 人口1万人当たり職員数 99.9人	
	教育部門	25	26	+1	教育長の就任による増	
	消防部門	38	38	0		
	小計	250	252	+2	<参考> 人口1万人当たり職員数 133.9人	
公営企業会計部門等	水道	7	7	0	計上替えによる減	
	下水	4	4	0		
	国保等	13	12	-1		
	小計	24	23	-1		
合計			274 [300]	275 [300]	+1	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長を含む)である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

3 人口1万人当たりの職員数は、平成26年4月1日現在の職員数を平成26年3月31日現在の住民基本台帳人口18,824人で除した数値。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



（単位：人・％）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
	平成26年度	2人 0.7%	10人 3.7%	20人 7.3%	22人 8.0%	25人 9.1%	43人 15.7%	39人 14.2%	35人 12.8%	33人 12.1%	28人 10.2%	17人 6.2%	
平成21年度	0人 0.0%	4人 1.4%	19人 6.8%	23人 8.2%	46人 16.4%	37人 13.2%	33人 11.8%	29人 10.4%	37人 13.2%	29人 10.4%	23人 8.2%	0人 0.0%	280人 100%

（注）1 各年度とも、上段は人数、下段は職員総数に占める構成比。

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門	年度						過去5年間の増減数（率）
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	
一般行政	192	187	185	187	187	188	△4（△2.1%）
教育	26	28	26	26	25	26	0（0.0%）
消防	38	38	40	40	38	38	0（0.0%）
普通会計計	256	253	251	253	250	252	△4（△1.6%）
公営企業等会計計	25	25	25	23	24	23	△2（△8.0%）
総合計	281	278	276	276	274	275	△6（△2.1%）

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ①職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める 職員給与費比率
25年度	千円 231,166	千円 40,281	千円 32,735	千円 14.2%	13.8%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	7人	千円 22,595	千円 2,404	千円 7,736	千円 32,735	千円 4,676

- (注) 1 職員手当には退職給与金(退職手当の積立留保金)を含まない。  
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

##### イ 特記事項

#### ②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均月収額
安芸市	42.9歳	268,990円	387,527円
団体平均	— 歳	— 円	— 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均年齢は、平成26年4月1日現在。  
2 平均月収額は、平成25年度決算における職員給与費総額から通勤手当(非課税)を除いた額を、職員数及び12ヶ月で除した額。

#### ③職員手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

安 芸 市
1人当たり平均支給額(25年度決算) 1,105千円
(平成25年度支給割合) 一般職と同じ
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 一般職と同じ

##### イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

安 芸 市
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 一般職と同じ

### ウ 特殊勤務手当

支給実績（平成25年度決算）		なし		
支給職員1人当たり平均支給年額（〃）		－ 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（〃）		－ %		
支給対象手当の種類（手当数）		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （25年度）	左記職員に対する 支給単価
災害危険手当	市長が必要と認めた 災害業務に従事した 職員	全職員	－ 千円	1災害1,000円

### エ 時間外・休日勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	818千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	136千円
支給実績（平成24年度決算）	508千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	102千円

（注） 職員1人当たりの平均支給年額は、各年度とも時間外・休日勤務手当が支給されない管理職（課長級）を除く職員の平均額。

### オ その他の手当

手当名	内容及び支給単価	支給実績 （25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （25年度決算）
扶養手当	一般行政職と同じ	624千円	208千円
住居手当		286千円	143千円
通勤手当		182千円	46千円
管理職手当		493千円	493千円



## 第3章 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成26年4月1日現在）

### 1 勤務時間

#### (1) 勤務時間

職員の勤務時間については、条例及び規則により、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分としており、公務運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員を除き、その勤務時間は月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分としている。

また、一般的な職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっており、休憩時間は午後0時から午後1時までとなっている。

#### (2) 週休日及び休日

週休日とは、勤務時間を割り振らない日をいい、原則として毎週土曜日及び日曜日が週休日となっている。

休日とは、正規の勤務時間において勤務を要しない日をいい、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は年末年始の休日（12月29日から1月3日までの日。国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）をいう。

### 2 休暇

#### (1) 年次有給休暇

1年ごとに付与する休暇で、その日数は1年において20日となっており、1日又は1時間単位で取得することができる。（時間単位で取得した場合は、7時間45分で1日に換算している。）

また、当該年の翌年に20日を超えない範囲内の残日数を繰り越しすることができる。

#### (2) 病気休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。

ア 公務によらない結核性疾患 1年以内

イ その他の私傷病 引き続き90日以内

#### (3) 特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇

#### (4) 介護休暇

職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇。連続する6ヶ月の期間内において、1日又は1時間単位で取得することができる（無給）。

#### (5) 組合休暇

職員が任命権者の許可を得て、正規の勤務時間中に登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合の休暇。1年につき、30日を超えない範囲で、1日又は1時間単位で取得することができる（無給）。

### 3 育児休業等

#### (1) 育児休業

職員が、任命権者の承認を受けて、職員の子を養育するため、その子が3歳に達する日まで休業することができる制度（無給）。

#### (2) 部分休業

職員が、任命権者の承認を受けて、職員の3歳に満たない子を養育するため、その子が3歳に達する日まで、正規の勤務時間の初め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を越えない範囲で休業することができる制度。職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について、30分単位で取得できる（無給）。

#### (3) 配偶者同行休業

職員が、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業制度。3年を超えない範囲内で取得できる（無給）。

### 4 職員のサービスの状況

#### (1) 年次休暇の取得状況

平成25年中（1～12月）の職員の年次休暇の取得状況は次のとおり。

職 種	平均取得日数
一般職	9.7日
保 育	5.8日
消 防	13.0日

#### (2) 育児休業・部分休業・介護休暇の取得状況

##### ① 育児休業

平成25年度中に新たに育児休業を取得した職員の取得状況は次のとおり。（単位：人）

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間						
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1 年6月以下	1年6月超 え2年以下	2年超え 2 年6月以下	2年6月 超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	3	0	0	2	0	1	0	0
計	3	0	0	2	0	1	0	0

##### ② 部分休業

平成25年度中に新たに部分休業を取得した職員の取得状況は次のとおり。（単位：人）

区 分	部分休業 取得者数	部分休業承認期間						
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1 年6月以下	1年6月超 え2年以下	2年超え 2 年6月以下	2年6月 超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

### ③介護休暇

平成 25 年度中に新たに介護休暇を取得した職員の取得状況は次のとおり。（単位：人）

区 分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間						
		配偶者	父母	子	配偶者の 父母	祖父母	兄弟姉妹	孫
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0	0

区 分	介護休暇 取得者数	介護休暇承認期間					
		1 月以下	1 月超え 2 月以下	2 月超え 3 月以下	3 月超え 4 月以下	4 月超え 5 月以下	5 月超え
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0	0

#### (3) 営利企業従事許可の状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない（地方公務員法第 38 条）とされているが、①職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合や ②その営利企業が、職員の勤務する機関と密接な関係にあって、不当な結果を生ずるおそれがある場合などを除いて、従事を許可することができる。

#### ○平成 25 年度の営利企業従事許可の件数

区 分	件 数	延べ人数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他これらに準ずる職を兼ねる場合	0	0
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0	0
報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事する場合	12	33

## 5 職員の分限及び懲戒処分状況

### (1) 分限処分

分限処分とは、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、その処分としては、降任、免職、休職等がある。

○平成 25 年度の分限処分の状況

処分事由	降任	免職	休職	合計
成績不良の場合	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	5人 (23人)	5人 (23人)
適格性の欠如の場合	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0
学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合	0	0	0	0
水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	0	0	0	0
合 計	0	0	5人 (23人)	5人 (23人)

(注) 1 上段は実人数。( )内は、休職に付されている者の休職期間が更新された場合に、その都度新たな処分が行われたものとみなして計上した延べ人数。

(2) 懲戒処分

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、その処分として戒告、減給、停職、免職があります。

○平成 25 年度の懲戒処分の状況

	懲 戒 処 分				計
	戒 告	減 給	停 職	免 職	
本 庁	0	0	1	0	1
消 防	0	0	0	0	0
保 育	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	1

6 職員の研修の状況

(1) 研修の状況

研修は、職員が現在就いている職及び将来就くことが予想される職位の職務と責任の遂行に必要な知識技能等を修得させ、職員の資質向上と勤務能率の発揮及び増進を図ることを目的として実施している。

○平成 25 年度に実施した研修の実績

研修区分	研修名	主 催	受講者数（人）
庁 内	市民に身近な行政サービス研修会／情報セキュリティ／財務・会計事務／入札・談合等関与行為防止／南海地震の知識等／公会計制度／行政手続法 ほか	総務課／企画調整課／税務課／会計課／危機管理課 ほか	530 人
外 部 研修機関	階層別研修（新採／採用 3 年目／採用 10 年目／採用 15 年目／新任係長／新任課長補佐／新任課長）	こうち人づくり広域連合	103 人
	人事・研修／政策形成入門／地方自治法・地方公務員法／広報／相手に伝わる話し方／自治体法務／プロの仕事／意識改革セミナー／議会事務局／行財政問題研究／問題解決のための「見える化」／接遇リーダー／アクセス／住民対応力向上／滞納整理／企業決算書の見方／公会計財務書類活用／プレゼンテーション／コーチング／危機管理／地域力創造／訴訟事例に学ぶ行政法／政策研究共同事業		
	観光戦略の実践と地域ブランド創造／市町村税徴収事務／住民税賦課事務／政策企画／地域の防災対策	市町村アカデミー	5 人
	固定資産税課税事務（家屋）	全国市町村国際文化研究所	1 人
	3 部課程 市町村コース／新時代・地域経営コース	自治大学校	2 人
	危機管理	四国地方整備局	1 人
	土佐まるごと立志塾	高知県・ こうち人づくり広域連合	1 人
	ブロック別徴収事務研修会	全国市長会	1 人
	土木技術職員基礎	高知県技術公社	1 人
ビジネス電話対応マナー	N T T ユーザー協会	2 人	

（注） 受講者数は延べ人数。

## 7 職員の福祉の状況

職員の安全と健康を確保し、快適な環境を形成するために、労働安全衛生に取り組んでいるほか、人間ドックや成人病健診などを実施している。

### （1）労働安全衛生管理体制

安芸市労働安全衛生委員会を設置し、職場巡視等の活動により、労働災害を未然に防ぎ安全で働きやすい職場づくりを進めている。

### （2）健康診断の実施状況 （○印：実施）

	実施状況
定期健康診断	○
ガン検診	○
人間ドック	○

(3) 互助会制度 (平成 25 年度決算)

	市長部局等	公営企業会計等	計
会 員 数	270 人	7 人	277 人
市の負担金支出額	5,317 千円	146 千円	5,463 千円
会員掛金額	5,317 千円	146 千円	5,463 千円

- (注) 1 公営企業会計等は、上水道事業に従事する職員。  
2 会員数は、平成 26 年 3 月 31 日現在。

(4) 公務災害の発生状況 (平成 25 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日)

公務 (通勤) 災害認定件数	1 (0) 件
----------------	---------

- (注) 1 ( ) は、公務のうち通勤に係る件数。

## 8 職員の利益の保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況 (高知県人事委員会)

業務の状況	平成 25 年度
職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を 審査・判定のうえ、必要な措置をとること	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況 (高知県人事委員会)

業務の状況	平成 25 年度
職員に対する不利益な処分についての不服申し立てに対する 採決又は決定をすること	0 件